

開示項目一覧

【銀行法施行規則に基づく開示項目】

【単体情報】

概況及び組織に関する事項

経営の組織（銀行の子会社等の経営管理に係る体制含む）	2
大株主	4
取締役	5
会計監査人の氏名又は名称	32、48
営業所	23～26

主要な業務の内容

主要な業務に関する事項

直近の事業年度における営業の概況	46
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	47
経常収益、経常利益、当期純利益、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、預金残高、貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率、配当性向、従業員数、信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高（信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高を除く。）、信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高、信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	

直近の2事業年度における業務の状況を示す指標

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	56
資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支	56
資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り	56、57
資金利鞘	74
受取利息、支払利息の増減	58
総資産経常利益率、資本経常利益率、総資産当期純利益率、資本当期純利益率	74

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	60
定期預金の残存期間別残高	61

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	62
貸出金の残存期間別残高	62
担保種類別の貸出金残高、支払承諾見返額	64、65
使途別の貸出金残高	62
業種別の貸出金残高、貸出金の総額に占める割合	64
中小企業等に対する貸出金残高、貸出金の総額に占める割合	64
特定海外債権残高	74
預貸率の期末値、期中平均値	75

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別平均残高	68
有価証券の種類別残存期間別残高	67
有価証券の種類別平均残高	66
預証率の期末値、期中平均値	75

信託業務に関する指標

信託財産残高表	73
金銭信託等の受託残高	73
元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	73
信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	73

業務の運営に関する事項

リスク管理の体制	6～11
法令遵守の体制	12～21
中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	27～30
当行が契約している銀行法上の指定銀行業務紛争解決機関	1

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表	48、49
損益計算書	50
株主資本等変動計算書	51、52
銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1) から (4) までに掲げるものの合計額 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、 (3) 三月以上延滞債権、(4) 貸出条件緩和債権、(5) 正常債権	63
自己資本の充実の状況	77～80、94～106
次のものの取得価額または契約価額、時価、評価損益	
有価証券	69、70
金銭の信託	70、71
デリバティブ取引	71、72
電子決済手段	72
暗号資産	72
貸倒引当金の期末残高、期中の増減額	65
貸出金償却の額	65
会社法による監査	48
金融商品取引法の規定に基づく監査証明	48

報酬等に関する開示事項

【連結情報】

銀行及び子会社等の概況に関する事項

主要な業務の内容、組織の構成	3
子会社等に関する事項	3
名称、所在地、資本金、事業の内容、設立年月日、銀行の議決権比率、他の子会社の議決権比率	

主要な業務に関する事項

直近の事業年度における営業の概況	31
直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	31
経常収益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、包括利益、純資産額、総資産額、連結自己資本比率	

直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

連結貸借対照表	32
連結損益計算書	33
連結株主資本等変動計算書	34
銀行及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1) から (4) までに掲げるものの合計額 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、 (3) 三月以上延滞債権、(4) 貸出条件緩和債権、(5) 正常債権	45
自己資本の充実の状況	76、78～93
セグメント情報	45
会社法による監査	32
金融商品取引法の規定に基づく監査証明	32

報酬等に関する開示事項

【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に基づく開示項目】

資産の査定の公表事項	63
正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権	